

木材加工用機械作業主任者技能講習受講資格証明書

受講者氏名 _____

1. 木材加工用機械による業務に _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで
_____ 年 _____ 月の間従事した経験を有する。
2. 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める製材機械系製材機械整備科、建築施工系木造建築科、建築施工系枠組壁建築科、木材加工系木工科又は木材加工系木型科の訓練を _____ 年 _____ 月に修了し、その後 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで _____ 年 _____ 月の間木材加工用機械の業務に従事した経験を有する。
3. 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程又は同令第36条の2第2項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6の訓練科の欄に定める居住システム建築科、居住システム系住居環境科又は居住システム系インテリア科の訓練を _____ 年 _____ 月に修了し、その後 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで _____ 年 _____ 月の間木材加工用機械の業務に従事した経験を有する。
4. 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「平成5年改正前の能開法規則」という。）別表第3の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科又は合板製造科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を _____ 年 _____ 月に修了し、その後 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで _____ 年 _____ 月の間木材加工用機械の業務に従事した経験を有する。
5. 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科又は室内造形科の訓練（訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を _____ 年 _____ 月に修了し、その後 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで _____ 年 _____ 月の間木材加工用機械の業務に従事した経験を有する。

6. 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8の3(2)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導課の訓練若しくは別表第9の2ハの表の専攻科の欄に掲げる建築専攻の訓練、職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第45号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築工学科若しくは造形工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(昭和63年労働省令第13号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築科若しくは木材加工科の訓練(旧訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む。)を 年 月に修了し、その後 年 月から 年 月まで 年 月の間木材加工用機械の業務に従事した経験を有する。

7. 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練を 年 月に修了し、その後 年 月から 年 月まで 年 月の間木材加工用機械の業務に従事した経験を有する。

上記のとおり、受講資格について証明します。(職業訓練修了証添付)

令和 年 月 日

証明者

所在地 〒

事業所名

代表者名



- ※ 該当番号に「○」を付し、空欄に該当年月を記入して証明してください。
- ※ 受講資格証明書として該当する職業訓練修了証の写しを添付してください。
- ※ 講習科目の受講の一部免除に関する下記の証明証の写しを添付してください。
 - ① 職業訓練修了証、② 技能検定合格証、③ 職業訓練指導員免許証
 - ④ 製材安全士講習修了証

*** 受講資格証明書の提出にあたっては、1枚の紙(おもて面が「-1-」、うら面が「-2-」)となるように 両面印刷としてください。**